

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 特別一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括許可の申請者 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき<u>内部審査</u>を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者</p> <p>注) (2)、(3)の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(2)、(3)の要件を満たす者とする。なお、特別一般包括許可申請明細書に実地の調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく<u>内部審査</u>体制を事実上承継している旨を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定包括許可の申請者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき<u>内部審査</u>を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者</p>	<p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 特別一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括許可の申請者 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき<u>社内審査</u>を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者</p> <p>注) (2)、(3)の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(2)、(3)の要件を満たす者とする。なお、特別一般包括許可申請明細書に実地の調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく<u>社内審査</u>体制を事実上承継している旨を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定包括許可の申請者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき<u>社内審査</u>を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者</p>

- (5) (略)
- 3～12 (略)

IV 特別返品等包括許可

- 1 (略)
- 2 特別返品等包括許可の申請者
(略)
 - (1)～(2) (略)
 - (3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に、輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で4（1）に該当する貨物の輸出又は4（2）に該当する技術の提供を合計5回以上行ったことがある者
 - (4)～(5) (略)
- 3 特別返品等包括許可の要件
申請者が、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに貨物の輸出を、又は本邦において使用するために提供された外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可を行う。（貨物が本邦に輸入又は技術が本邦に提供されたことの確認ができる場合に限る。）
- 4～12 (略)

V 特定子会社包括許可

- 1～2 (略)
- 3 特定子会社包括許可の申請者
(略)
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部

- (5) (略)
- 3～12 (略)

IV 特別返品等包括許可

- 1 (略)
- 2 特別返品等包括許可の申請者
(略)
 - (1)～(2) (略)
 - (3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に、輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内審査を実施した上で4（1）に該当する貨物の輸出又は4（2）に該当する技術の提供を合計5回以上行ったことがある者
 - (4)～(5) (略)
- 3 特別返品等包括許可の要件
申請者が、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに貨物の輸出を、又は本邦において使用するために提供された外為令別表第1の1の項の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可を行う。（貨物が本邦に輸入又は技術が本邦に提供されたことの確認ができる場合に限る。）
- 4～12 (略)

V 特定子会社包括許可

- 1～2 (略)
- 3 特定子会社包括許可の申請者
(略)
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内

審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

(7) (略)

4～14 (略)

VI～VII (略)

附則 (略)

別表 1

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～6) (略) (略)

別表 2

(略)	許可条件の適用
(略)	(略)

審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

(7) (略)

4～14 (略)

VI～VII (略)

附則 (略)

別表 1

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～6) (略) (略)

別表 2

(略)	許可条件の適用
(略)	(略)

- 1)・2) (略)
- 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
- 4)～6) (略)

- 1)・2) (略)
- 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
- 4)～6) (略)

別表3

(略)	許可条件の適用
(略)	<ul style="list-style-type: none"> (略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～8) (略)

別表3

(略)	許可条件の適用
(略)	<ul style="list-style-type: none"> (略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～8) (略)

(略)

別表 4

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～8) (略) (略)

別表 5 (略)

別表 6

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核

(略)

別表 4

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)～8) (略) (略)

別表 5 (略)

別表 6

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当す

兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
4)・5) (略)

別表7 (略)
別表8 (略)

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる又は利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)若しくは提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)・5) (略)

[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス
[2の項] ~ [6の項] (略)
[7の項]

	仕向地	い地域	と地域	ち地域
--	-----	-----	-----	-----

る場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
4)・5) (略)

別表7 (略)
別表8 (略)

(略)	許可条件の適用
(略)	(略) 1)・2) (略) 3) 「用いられる又は利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)若しくは提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)・5) (略)

[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス
[2の項] ~ [6の項] (略)
[7の項]

	仕向地	い地域	と地域	ち地域
--	-----	-----	-----	-----

輸出令別表第1項番	①	②	
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イからハまで、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ、リ又は第18号～第22号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項] (略)

[9の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)又は(5の4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3又は第5号の4のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1項番	①	②	
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イからハまで、ホ、ヘ又はチのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト又は第18号～第22号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項] (略)

[9の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10]

[10の項] ~ [15の項] (略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス
[2の項] ~ [3の項] (略)
[3の2の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち 地域を 除く)	に地域 ② (ち 地域を 除く)	ち地域
外為令別表の3の2の項 (1) に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術					
輸出令別表第1の3の2の項 (1) に掲げる貨物	-	-	-	-	-
外為令別表の3の2の項 (2) に掲げる技術	特別一般	特別一般	特定	特定	-

[4の項]

提供地 外為令別表項番	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項 (1) に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設				

[10の項] ~ [15の項] (略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス
[2の項] ~ [3の項] (略)
[3の2の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち 地域を 除く)	に地域 ② (ち 地域を 除く)	ち地域
外為令別表第1の3の2の項 (1) に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術					
輸出令別表第1の3の2の項 (1) に掲げる貨物	-	-	-	-	-
外為令別表の3の2の項 (2) に掲げる技術	特別一般	特別一般	特定	特定	-

[4の項]

提供地 外為令別表項番	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項 (1) に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設				

計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項] ~ [10の項] (略)
[11の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
	(略)	(略)	(略)	(略)

計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項] ~ [10の項] (略)
[11の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
	(略)	(略)	(略)	(略)

外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第1号、第5号チ又は第7号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項] (略)
[13の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第1号の2、第2号、第3号又は第5号に該当するもの		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[14の項]～[15の項] (略)
注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 (略)

様式第1～様式第10 (略)

様式第11 (別添A) 参照

様式第12～様式第25 (略)

外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項] (略)
[13の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するもの		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[14の項]～[15の項] (略)
注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 (略)

様式第1～様式第10 (略)

様式第11 (別添A) 参照

様式第12～様式第25 (略)

(別添A) 改正後

様式第11 (IV-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの4の（1）及び（2）に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第8条第2項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

の規定により

次の条件を付して許可する。

許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIVの6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別添A) 改正後

(2枚目)

通関

税関 申告番号	商品名	船積 数量	輸出の理由 (不具合によ る返品、修 理、異品のい ずれかを記入)	送状 金額	積出 港	※通関 年月日	※税関 記名 押印

注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 申請書にのり付けにより添付してください。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とします

(別添A) 現行

様式第11 (IV-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの4の（1）及び（2）に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第8条第2項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

の規定により

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIVの6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別添A) 現行

(2枚目)

通関

税関 申告番号	商品名	船積 数量	輸出の理由 (不良品の返 品、修理、異 品のいずれ かを記入)	送状 金額	積 出 港	※通関 年月日	※税関 記 名 押 印

注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 申請書にのり付けにより添付してください。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とします